

資料 1-1

# 令和元（2019）年度上半期

## 栃木支部事業実施報告（概要）

 全国健康保険協会 栃木支部  
協会けんぽ



## 令和元年度上期 栃木支部事業報告（概要）

○前年を上回る実績  
△前年並み実績  
×前年を下回る実績

### 1. 基盤的保険者機能関係

令和元年度 栃木支部KPI	H30年度	R1年度 目標	R1年度 上期	進捗状況	備考
<b>効果的なレセプト点検の推進</b> 【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <b>対前年度以上</b> とする	0.347%	0.347% 以上	0.337% (7月実績)	△	
<b>柔道整復施術療養費の照会業務の強化</b> 【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について <b>対前年度以下</b> とする	1.22%	1.22% 以下	1.38% (8月実績)	△	
<b>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</b> 【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <b>94.0%以上</b> とする ② 収納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <b>対前年度以上</b> とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を <b>対前年度以下</b> とする	92.98%	94.0% 以上	94.96% (8月実績)	○	
<b>サービス水準の向上</b> 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を <b>100%</b> とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <b>88.0%以上</b> とする	100%	100%	100% (8月実績)	○	
<b>限度額適用認定証の利用促進</b> 【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <b>84.0%以上</b> とする	85.6%	84.0% 以上	84.4% (7月実績)	○	
<b>被扶養者資格の再確認の徹底</b> 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <b>89.0%以上</b> とする	88.8%	89.0% 以上	-	-	9月下旬発送
<b>オンライン資格確認の利用率向上</b> 【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を <b>43.3%以上</b> とする	19.0%	43.3% 以上	58.4% (7月実績)	○	

### 2. 戦略的保険者機能関係

令和元年度 栃木支部KPI	H30年度	R1年度 目標	R1年度 上期	進捗状況	備考
<b>i ) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</b> 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診実施率を <b>61.5%以上</b> とする ② 事業者健診データ取得率を <b>7.6%以上</b> とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <b>28.8%以上</b> とする	59.6%	61.5% 以上	35.6%	○	前年同期を 超えている
<b>ii ) 特定保健指導の実施率の向上</b> 【KPI】特定保健指導の実施率を <b>20.5%以上</b> とする	19.2%	20.5% 以上	30.3% (8月実績)	○	P 4
<b>iii ) 重症化予防対策の推進</b> 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <b>12.0%以上</b> とする	10.4% ※暫定値	12.0%以上 (R1.9二次 勧奨分)	10.9% (H31.3二 次勧奨分)	×	P 5
<b>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</b> 【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均について <b>対前年度以上</b> とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>48.0%以上</b> とする	34.1%	34.1% 以上	-	-	本部調査予定
<b>ジェネリック医薬品の使用促進</b> 【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <b>78.5%以上</b> とする	79.6%	78.5% 以上	75.4% (5月実績)	×	P 6
<b>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</b> 【KPI】 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を <b>100%以上</b> とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な <b>意見発信を実施する</b>	100%	100%	100%	○	

### 3. 組織・運営体制関係

令和元年度 栃木支部KPI	H30年度	R1年度 目標	R1年度 上期	進捗状況	備考
<b>費用対効果を踏まえたコスト削減等</b> 【KPI】一般競争入札に占める一括応札案件の割合について、対前年度以下とする	-	0.347% 以上	-	-	年度未判明

## 2. 令和元年度上期 主な事業実施状況（栃木支部）

令和元年度 栃木支部 KPI	実施状況												
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進													
■ KPI ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする	①資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>喪失年月</th><th>回収対象枚数</th><th>回収枚数</th><th>回収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 4～H30. 8</td><td>36, 295 枚</td><td>33, 672 枚</td><td>92. 77%</td></tr> <tr> <td>H31. 4～R1. 8</td><td>34, 973 枚</td><td>33, 209 枚</td><td>94. 96%</td></tr> </tbody> </table>	喪失年月	回収対象枚数	回収枚数	回収率	H30. 4～H30. 8	36, 295 枚	33, 672 枚	92. 77%	H31. 4～R1. 8	34, 973 枚	33, 209 枚	94. 96%
喪失年月	回収対象枚数	回収枚数	回収率										
H30. 4～H30. 8	36, 295 枚	33, 672 枚	92. 77%										
H31. 4～R1. 8	34, 973 枚	33, 209 枚	94. 96%										
■ KPI ②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金審査月</th><th>医療給付費</th><th>返納金額</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 3～H30. 6</td><td>24, 864, 161, 210 円</td><td>22, 412, 139 円</td><td>0. 090%</td></tr> <tr> <td>H31. 3～R1. 6</td><td>25, 728, 652, 720 円</td><td>19, 176, 728 円</td><td>0. 075%</td></tr> </tbody> </table>	基金審査月	医療給付費	返納金額	割合	H30. 3～H30. 6	24, 864, 161, 210 円	22, 412, 139 円	0. 090%	H31. 3～R1. 6	25, 728, 652, 720 円	19, 176, 728 円	0. 075%
基金審査月	医療給付費	返納金額	割合										
H30. 3～H30. 6	24, 864, 161, 210 円	22, 412, 139 円	0. 090%										
H31. 3～R1. 6	25, 728, 652, 720 円	19, 176, 728 円	0. 075%										
■ KPI ③返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	③返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調定月</th><th>返納金額</th><th>回収金額</th><th>回収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 4～H30. 8</td><td>24, 708, 359 円</td><td>6, 589, 532 円</td><td>26. 67%</td></tr> <tr> <td>H31. 4～R1. 8</td><td>21, 126, 847 円</td><td>8, 125, 386 円</td><td>38. 46%</td></tr> </tbody> </table>	調定月	返納金額	回収金額	回収率	H30. 4～H30. 8	24, 708, 359 円	6, 589, 532 円	26. 67%	H31. 4～R1. 8	21, 126, 847 円	8, 125, 386 円	38. 46%
調定月	返納金額	回収金額	回収率										
H30. 4～H30. 8	24, 708, 359 円	6, 589, 532 円	26. 67%										
H31. 4～R1. 8	21, 126, 847 円	8, 125, 386 円	38. 46%										
<p><b>【具体的な取組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保険証未回収の再催告対象者が所属していた 565 事業所宛に、保険証回収にかかる注意喚起に関する文書を送付した。</li> <li>➢ 被保険者証回収不能届受付後 1 週間以内に、保険証の回収状況を確認し、未回収者 365 名に対し電話催告を行った。</li> <li>➢ 返納金債権の早期回収のため、文書・電話・訪問による催告を強化するとともに、法的手続きを経て回収を積極的に行い、13 件実施した。</li> <li>➢ 資格喪失後受診による返納金について、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、34 件実施した。</li> <li>➢ 損害賠償金債権について、納付期限管理を徹底し、確実な債権回収に努めた。</li> </ul> <p><b>【下期に向けた取り組み】</b></p> <p>保険証未回収者（一般被保険者・任意継続被保険者）に対する電話催告を見直し、効果的な電話催告を実施する。</p>													

令和元年度 栃木支部 KPI	実施状況
データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	
(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	
<p>■ KPI</p> <p>●被保険者（40歳以上）            ①生活習慣病予防健診実施率を61.5%以上とする            ②事業者健診データ取得率を7.6%以上とする</p> <p>●被扶養者（40歳以上）            ③被扶養者の特定健診受診率を28.8%以上とする</p>	<p>●被保険者（40歳以上受診対象者数：217,717人）            ①生活習慣病予防健診 実施率 35.6%（実施者数：77,399人）            （※9月処理分までの速報値）            ②事業者健診データ 取得率 0.5%（取得数：1,184件）            （※9月処理分までの速報値）</p> <p>●被扶養者（受診対象者数：59,463人）            ③特定健康診査 実施率 11.2%（実施者数：6,908人）            （※9月処理分までの速報値）</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （被保険者）健診機関ごとに目標を設定し、目標を上回った場合にインセンティブを支払うことで健診機関による積極的な受診勧奨を促した。（39機関中30機関がこの事業に参加中。）</li> <li>➢ （被扶養者）支部主催の集団健診を21回実施。一回場の受診者が増えるよう効果的な案内するよう工夫した。</li> <li>➢ （被扶養者）平成30年度の健診データから、市町ごとの受診状況を集計し、未受診者数の多い宇都宮市内の対象者約12,000人に文書による受診勧奨を実施した。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （被保険者）上期は生活習慣病予防健診と被扶養者の特定健診への取り組みに比重が偏り、事業者健診データの取得のための取組については想定通りに進まなかった。</li> <li>➢ （被扶養者）昨年同様、4月の受診券一斉発送時に各市町の集団健診の案内を同封したり、支部主催の集団健診を開催したりしたが、期初の受診者数が想定より少なく、期末まで影響している。</li> </ul> <p>【下期に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （被保険者）受診者数増加のため、加入者個人へ文書による受診勧奨を実施する。</li> <li>➢ （被保険者）データの取得漏れがないように健診機関ごと、事業所ごとの進捗管理を徹底すると同時に、新規同意書取得、提出済同意書の再確認、医療機関とのデータ作成契約を3本柱とし、委託業者と連携を緊密にして事業を展開していく。</li> <li>➢ （被扶養者）支部主催の集団健診の案内方法等を工夫し、1会場あたりの受診者数の増加を図りながら、さらに未受診者の多い市町への受診勧奨を行う。</li> </ul>

令和元年度 栃木支部 KPI	実施状況
データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	
(2) 特定保健指導の実施率の向上	
■ KPI 特定保健指導の実施率を 20.5% 以上とする	<p>特定保健指導の実施率 30.3%（※8月処理分までの速報値） ※分母にあたる対象者数が未確定のため、実施率が高めになっている。</p> <p>●被保険者（対象者数：11,000人）実施率 30.8%（実施者数：3,384人） (内訳) 協会保健師実施分 15.3%（実施者数：1,686人） アウトソース分 15.4%（実施者数：1,698人）</p> <p>●被扶養者（対象者数：297人）実施率 14.1%（実施者数：42人） (内訳) 協会保健師実施分 10.1%（実施者数：30人） アウトソース分 4.0%（実施者数：12人）</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>今年度の保健師・管理栄養士支部内研修を「成果を上げる保健指導を実施するための知識やスキルを習得する」テーマに実施。7月には東北大</u> <u>学より五十嵐先生（産業医・労働衛生コンサルタント）を招き、保健指導のロールプレイを実施。意見をいただいた。</u></li> <li>➤ <u>多くの対象者がいる保健指導未実施事業所を訪問し、保健指導の受け入れ勧奨を実施した。</u></li> <li>➤ <u>被扶養者の保健指導について、健診当日の初回面談実施を行うよう健診機関に働きかけた。</u></li> </ul> <p>【下期に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保健指導の質の向上のため、支部内研修において、対象者に伝わる面談スキルの向上、知識の習得を継続して行う。</li> <li>➤ 保健指導の受け入れが悪い事業所へ訪問勧奨を行う。</li> <li>➤ 被扶養者の保健指導において、健診当日の初回面談を実施してもらうよう働きかけると同時に、支部の契約保健師を活用した新たな事業を展開する。</li> </ul>

令和元年度 栃木支部 KPI	実施状況
データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 （3）重症化予防対策の推進	<p>■ KPI 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする</p> <p>10.9%（※平成31年3月二次勧奨実施分までの支部独自集計暫定値）</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>一次勧奨対象者かつ特定保健指導対象者で、保健指導を受けていない対象者に対して粘り強く案内し、保健指導の実施及び医療機関への受診を促した。</u></li> <li>➤ 積極的な受診勧奨を促すチラシを事業所へ送付すると同時に、保健師の事業所訪問時にも持参し、早期受診の大切さを訴え受診勧奨を行った。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一次勧奨、二次勧奨ともに文書送付のみの取り組みで、さらに効果を上げるための補足的な施策を展開できていなかった。</li> </ul> <p>【下期に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 二次勧奨通知の見直しや再通知の実施など、粘り強く受診を促す。</li> <li>➤ 一次勧奨かつ保健指導対象者へは、粘り強く接触を試み、保健指導時の面談において受診勧奨を徹底して行う。</li> <li>➤ 一次勧奨通知送付後、回答書未返送者に対して、電話での受診勧奨を行う。</li> </ul>

令和元年度 栃木支部 KPI	実施状況												
ジェネリック医薬品の使用促進													
■ KPI 協会けんぽ栃木支部のジェネリック医薬品使用割合を 78.5%以上とする	<p>栃木支部ジェネリック医薬品使用割合 75.4%（※5月時点実績）</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ジェネリック医薬品自己負担軽減通知           <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木支部 令和元年度1回目（8月） 52,467件 平成30年度実績 2回分 97,012件（切替率 29.9%）</li> </ul> </li> <li>➢ ジェネリック情報提供ツール及びデータブックのデータを用い、取組み重点機関を選定し、優先順位、支部の課題を把握した。 また、選定した医療機関に対し訪問によるヒアリング・働きかけを行った。 訪問件数 7薬局（9月末）</li> <li>➢ ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量が一定以上の医療機関に対しジェネリック情報提供ツールを送付し、文書勧奨を行った。 発送日 6月28日</li> </ul> <p>&lt;病院・診療所&gt; 栃木県保健福祉部長、栃木支部長の連名 (院外処方) 495機関 (院内処方) 217機関</p> <p>&lt;薬局&gt; 栃木県保健福祉部長、栃木県薬剤師会会长、栃木支部長の連名 518薬局</p> <p>【要因】 令和元年度の評価指標から、保険薬局の院外で処方される薬剤に加えて、病院内で処方される薬剤を合わせて集計した割合に変更となった。 栃木支部は、院内処方の使用割合が低迷していることが、KPI未達成の要因となっていると考えられる。</p> <p>平成30年10月診療分 ジェネリック医薬品使用割合実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>院外処方</th><th>院内処方</th><th>院外-院内(差)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木支部</td><td>78.7%</td><td>63.0%</td><td>15.7%</td></tr> <tr> <td>全 国</td><td>77.5%</td><td>64.6%</td><td>12.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>【下期に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病院や保険薬局に対し、栃木県内の病院で使用されている数量が多いジェネリック医薬品名リスト（成分、先発医薬品名含む）や調剤時間に患者に配布しジェネリック医薬品について説明するチラシを送付する。</li> <li>➢ ジェネリック情報提供ツールを提供する院内処方医療機関数を拡大する。</li> </ul>		院外処方	院内処方	院外-院内(差)	栃木支部	78.7%	63.0%	15.7%	全 国	77.5%	64.6%	12.9%
	院外処方	院内処方	院外-院内(差)										
栃木支部	78.7%	63.0%	15.7%										
全 国	77.5%	64.6%	12.9%										
<ジェネリック医薬品使用割合の測定方法の変更について> 平成30年度末より厚労省（保険局適化室）が全ての保険者別の使用割合を公表することとなり、対象データはNDBデータから医科、DPC、歯科、調剤レセプトから集計します。 このため、協会でも調剤レセプトのみではなく、医科、DPC、歯科、調剤レセプトを集計した使用割合を、 <u>支部業績評価やインセンティブ</u> についても、令和元年度から <u>医科、DPC、歯科、調剤レセプトを集計した使用割合を評価指標</u> としています。													